平成２６年（フ）第６７６号
横浜市港北区綱島西５丁目２番26―101号
債務者　多田　郡雄
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河内頼基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７７号
横浜市港北区綱島西５丁目２番26―101号
債務者　多田真由美
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河内頼基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏817番地５
債務者　神植　啓友
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
岐阜市菅生３丁目４番６　リバーサイド菅生503号、住民票上の住所岐阜市切通３丁目４番２―１号
債務者　尾形　和也
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７０３号
神奈川県海老名市国分南３丁目８番34号
債務者　福田　広司
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　嘉久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６８号
岐阜県郡上市白鳥町大島775番地１
債務者　岡田　安弘
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　良房
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７８号
山形県上山市高野字高野原102番地の１
債務者　篠原　政美
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７９号
山形県上山市高野字高野原102番地の１
債務者　篠原　芳江
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８号
秋田県仙北郡美郷町金沢西根字北本田１番地
債務者　髙橋　　肇
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久島　憲晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第２３号
福島県いわき市常盤水野谷町諏訪ケ崎66、住民票上の住所秋田県大仙市大曲白金町４番19号
債務者　橋本　　祐
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久島　憲晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
秋田地方裁判所大曲支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６５号
奈良県橿原市内膳町４丁目６番17号　シティースイートもちのき10Ｄ号室
債務者　閏井　広美（旧姓駒田）
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第８０号
奈良県橿原市南八木町３丁目４番43号　サンコート橿原202号
債務者　辻　壽美代
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
奈良県橿原市南八木町３丁目４番43号　サンコート橿原202号
債務者　辻　　藤樹
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
函館市乃木町５番29―203号　ピュアパレス乃木
債務者　清水　亮佑
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１５１号
北海道北斗市東浜１丁目10番10号　キューブボックスⅢ303
債務者　荒関　珠美
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７２１号
大阪府東大阪市旭町18番20号
債務者　水野　和人
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７２２号
大阪府東大阪市旭町18番20号
債務者　水野恵美子（旧姓勝）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部